

平成25年第10回（10月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成25年10月10日(木)
開 会 10時00分 閉 会 10時28分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 1名

出席委員の氏名

是木 輝義	賀部 正直
瀬口 勝美	豊田 和義
和才 直俊	石丸 茂信
岡 万寿夫	
土屋 豊一	恒成 一治
守口 正典	若山 清敏
高原 孝幸	是木 則幸

出席委員の氏名

欠席委員の氏名 矢頭 道雄

4. 付議事項

議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告事項 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

5. 農業委員会事務局職員

事務局職員 大塚 和己、和才 薫、石丸 貴之

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆さんおはようございます。</p> <p>委員の皆様方には何かとお忙しい中ご出席いただきまして有難うございます。それでは、ただ今より平成25年第10回総会を開催いたします。本日は矢頭委員より都合により欠席の連絡をいただいておりますので委員14名での開催となります。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
是木会長	<p>皆さんおはようございます。季節はずれの暑さが続いておりますが、台風24号は直撃を避けまして大した被害も無いようです。まだ稲も残っているので無事に収穫できればと思います。</p> <p>それでは、ただいまから平成25年第10回10月の総会を開催いたします。まず、議事録署名人の指名をいたします。議事録署名人には若山委員、是木(則幸)委員のお二人を指名いたします。</p>

事務局	<p>それでは、議事に入ります。「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。</p> <p>「議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請書について」です。この案件は売買契約に基づき農地の所有権移転を行う為の許可申請案件です。</p> <p>なお、今回地元委員の矢頭委員が欠席していますので事務局から購入者の状況等聞き取り内容も併せて説明をいたします。</p> <p>申請農地：吉富町大字土屋7番 田 316㎡ 吉富町大字土屋83番 田 1,061㎡ 吉富町大字土屋127番 田 54㎡ 吉富町大字土屋247番2 畑 163㎡ 吉富町大字土屋315番 田 668㎡ 吉富町大字土屋502番2 田 187㎡ 合計 田 2,099㎡ 畑 350㎡</p> <p>譲受人：吉富町大字広津〇〇〇番地〇 T.H 譲渡人：福岡市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号 T.Y</p> <p>(他議案内容朗読)</p> <p>本申請は、農地法第3条許可の不許可要件の7項目のいずれにも該当いたしません。譲渡人は福岡市に在住しており今後も吉富町には戻らないということで、誰か農地を一括で引き受けてくれる人はいないかと農業委員会にも相談がありました。今回の譲受人は今後野菜の作付け等を行っていくということであり、農地取得後の経営面積が3,301㎡となり、本町の農地下限面積の30a以上の保有となり問題はないと思われます。以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。</p>
是木会長	<p>地元委員をかねて事務局より説明がありました。ただ今より質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
土屋委員	<p>農地(田・畑)については、今回3条申請となっているようですが、残った宅地について何か情報はありますか。</p>
事務局	<p>残った宅地についても、一括でTさんが購入するみたいです。</p>
土屋委員	<p>農地が飛び地であるが管理はできるのか。</p>
事務局	<p>管理は十分に行って近隣には迷惑をかけないそうです。</p>
是木会長	<p>ほかに何かありませんか。</p>
高原委員	<p>Tさんは耕作面積が852㎡しかないのに農地を購入することが出来るのか。</p>
事務局	<p>購入後の面積が3,301㎡で、本町の農地下限面積30a以上となるのではクリアされています。</p>
是木会長	<p>Tさんは、稲作は行っていないようですが現在所有している自分の農地の管理は草刈等行っているようです。</p> <p>ほかに何かありませんか。</p>

各委員 是木会長	(質疑なし) それでは、議案20号につきまして承認することにご異議ございませんか。
各委員 是木会長	(異議なし) それでは、議案第20号については承認することと決めます。 次に報告事項があります。「農地法第18条第6項の規定による通知について」であります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。利用権の合意解約となります。 番号1ですがTさんとIさんの平成24年11月からの3年間の利用権です。借手のTさんの都合による合意解約です。 次に番号2ですが、TさんとTさんの平成24年6月からの6年間の利用権です。先ほどの3条申請がありました件に伴うことでの合意解約です。
是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員 是木会長	(質疑なし) 続きまして報告事項の「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」であります。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	「農地法第3条の3第1項の規定による届出書」です。この案件は、相続によって土地を取得したという案件です。Mさんより相続によって農地の所有権を取得した息子さんの届出の報告です。
是木会長	事務局からの報告ありましたが、委員の皆さん何か質問等はございませんか。
各委員 是木会長	(質疑なし) 本日の議事はすべて終了しましたが、その他として情報交換となっておりますがなにかありませんか？
各委員 是木委員	(その他各地区内での情報交換) 田んぼの野焼きについて その他特になければ次回の総会の日程ですが、事務局よりお願いいたします。
事務局	予定どおり、11月7日(木)10:00からこの場所での開催を提案しますがどうでしょうか。
各委員 是木会長	(異議なし) それでは、これをもちまして平成25年第10回総会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。
	10時28分 閉会